

# 電話サービス契約約款

令和3年6月

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社

## 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (取扱準則)	1
第4条 (用語の意味)	1
第2章 契約	2
第5条 (契約の種別)	2
第6条 (利用期間)	2
第7条 (契約の単位)	2
第8条 (契約の申込)	2
第9条 (契約申込の承諾)	3
第11条 (契約変更の申込)	3
第12条 (契約変更の承諾)	3
第13条 (サービスの廃止)	3
第14条 (契約に基づく権利の譲渡)	3
第15条 (契約者の地位の承継)	4
第16条 (契約者の氏名等の変更)	4
第17条 (契約者が行なう契約の解約)	4
第3章 契約者の事業所に設置する機器等	4
第18条 (当社の機器の設置)	4
第19条 (契約者の構内交換設備)	4
第20条 (構内交換設備の接続検査等)	4
第21条 (構内交換設備又は携帯端末の接続の廃止)	4
第4章 通信	5
第22条 (取扱地域)	5
第23条 (通話時間の測定)	5
第24条 (非常事態が発生した場合等の利用の制限)	5
第25条 (設備の修理又は復旧)	5
第26条 (通信の停止)	5
第5章 管理範囲	5
第27条 (管理範囲)	5
第6章 料金等	6
第28条 (料金体系)	6
第29条 (料金及び工事費)	6
第30条 (料金の計算方法)	6
第31条 (料金の日割額)	6
第32条 (料金及び工事費の支払義務)	6
第33条 (料金等の請求及び支払)	6
第34条 (利用停止時の料金減額措置)	7
第35条 (金額の端数処理)	7
第7章 通信停止及び利用契約の解除等	7

第36条	(通信停止)	7
第37条	(契約の解除)	7
第8章	損害賠償	8
第38条	(損害賠償)	8
第39条	(免責事項)	8
第9章	雑則	8
第40条	(遅延損害金)	8
第41条	(契約者の義務)	8
第42条	(協議)	9
第43条	(消費税)	9
第44条	(契約者情報の取扱い)	9

# 電話サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、この電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより電話サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、本サービスの料金変更その他重要事項に関する約款変更のときには、変更する日の1か月前までに、契約者にその旨を通知します。

### 第3条 (取扱準則)

当社は、この約款に従って、本サービスのための契約(以下「本サービス契約」といいます。)を契約者と当社の間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払うものとします。

### 第4条 (用語の意味)

この約款の用語の意味は次のとおりとします。

用語	用語の意味
1. 契約申込者	当社に本サービス契約の締結を申し込んだ法人又は団体
2. 契約者	当社と本サービス契約を締結している者
3. 電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気通信設備
4. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
5. 回線交換網	回線交換方式並びにインターネットプロトコルによる伝送交換設備により音声及び画像の伝送交換を行なう電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所とを接続する伝送路設備及びこれと一体に設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます)
6. 電話サービス	契約者の構内交換設備又は携帯端末と当社の集線設備とを、専用回線、他の電気通信事業者の公衆電話網、携帯電話網、インターネットプロトコルによる伝送交換設備等で接続し、当社の回線交換網を使用して主に音声の伝送交換を行なう電気通信サービス
7. 専公接続	当社の回線交換網と、それに接続された他の電気通信事業者の公衆電話網並びにインターネットプロトコルによる伝送交換設備を経由して音声の伝送交換を行うもので、発信が当社の回線交換網に接続された契約者より行われるものをいう。

用語	用語の意味
8. FMC 接続	当社の回線交換網と、それに接続された他の電気通信事業者の携帯電話網を経由して音声の伝送交換を行うもので、発信が当社の回線交換網に携帯電話網を経由して接続された携帯端末により行われるものをいう。
9. VPN 接続	主として内線番号を利用して相互に通話を行うことができる公衆網によって構成される回線群と、それに接続された当社の回線交換網を経由して音声の伝送交換を行うもので、通話が内線相互通話の可能な回線群内に所属する契約者より発信されるものをいう。
10. 国際電話サービス	公衆電話網あるいは専用回線で当社の回線交換網に接続し、本邦と外国の間の国際通話を媒介する電気通信サービス
11. 国際通話	国際電話サービス等に係る通話。
12. 集線設備	契約者の回線を収容するための当社の設備
13. 専用回線	当社が他の電気通信事業者から専用サービスを受けて提供する専用の電気通信回線
14. 構内交換設備	本サービスを利用するため、契約者が設置する構内交換機等電気通信設備
15. 携帯端末	電話サービスを利用するため、契約者が所有する携帯電話・スマートフォン等携帯電気通信端末

## 第2章 契約

### 第5条（契約の種別）

本サービス契約には次の種別があります。

- (1) 電話サービス契約
- (2) 国際電話サービス契約（以下この約款において国際電話サービスと特記しない限りは電話サービス契約の規定を準用します。）

### 第6条（利用期間）

本サービスの利用期間は利用開始日から起算して1年以上とします。

### 第7条（契約の単位）

当社は、契約者が設置する構内交換設備、又は会社ごとに契約を締結します。

### 第8条（契約の申込）

本サービスの契約の申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の営業所に提出していただきます。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2) 接続回線数
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) 選択する料金体系のタイプ
- (5) その他必要事項

3. 契約時に選択いただいた料金のタイプは1年間変更できません。ただし、本サービスの料金改定時はこの限りではありません。

#### 第9条（契約申込の承諾）

当社は、契約申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

- (1) 契約申込者が本サービスの料金等の支払いを怠る恐れがあるとき。
- (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。

#### 第10条（契約の成立）

本サービス契約は、契約申込者による申込みに対して、前条の各号に該当しない場合に、当社が契約申込者に受諾の通知を行ったときに成立するものとします。

#### 第11条（契約変更の申込）

契約者が次の事項について契約変更の申込みをされる場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の2か月前の当社営業日（変更予定日を算入せず、2か月とする。2か月前の当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日）までに当社の営業所に提出していただきます。

- (1) 接続回線数の変更
  - (2) 契約者の構内交換設備の変更
  - (3) 契約者の指定場所の変更
  - (4) 選択する料金体系のタイプの変更
2. FMC 接続については、契約者が次の事項について契約変更の申込みをされる場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の3週間前の当社営業日（変更予定日を算入せず、3週間とする。3週間前の当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日）までに当社の営業所に提出していただきます。
    - (1) 接続回線数の変更
    - (2) 契約者の携帯電話番号の変更
    - (3) 契約者の指定場所の変更

#### 第12条（契約変更の承諾）

契約変更の申込みがあったときは、当社の業務遂行上又は技術上著しい困難がある場合を除き、本サービスの変更を承諾します。

#### 第13条（サービスの廃止）

当社は都合により本サービス、又は本サービスの特定の品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する日の6か月前までにその旨を通知します。

#### 第14条（契約に基づく権利の譲渡）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡できないものとします。

#### 第15条（契約者の地位の承継）

契約者において、合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

3. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から速やかに承継したことを証明する書類を添えその旨を当社に通知するものとします。

#### 第16条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2. 契約者は、会社の分割、合併、組織変更、第三者の資本参加による過半数を超える株主構成の変更又は役員構成の大幅な変更が生じる場合には、事前に書面により当社に届け出るものとします。

#### 第17条（契約者が行なう契約の解約）

契約者が契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の3か月前の当社営業日（解約しようとする日を算入せず、3か月とする。3か月前の当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日）までに書面によりその旨を当社に通知していただきます。ただし、契約の解約はサービス利用開始後、1か年を経過している場合に限りです。

2. 前項において、1か年を経過せずに契約を解約する場合は、1か年分の月額基本料から、契約者が契約期間中に既に支払われた月額基本料合計を減じた金額を一括してお支払いいただきます。

### 第3章 契約者の事業所に設置する機器等

#### 第18条（当社の機器の設置）

当社は、契約者の構内交換設備が設置されている場所に、別表第1号<契約者構内の当社提供機器>に示す当社提供の機器を設置する場合があります。

#### 第19条（契約者の構内交換設備又は携帯端末）

当社の本サービスを提供できる契約者の構内交換設備又は携帯端末の要件は、別表第2号<契約者の構内交換設備又は携帯端末の要件>に示すとおりとします。

#### 第20条（構内交換設備の接続検査等）

当社は、構内交換設備に異常があるなど当社の提供する本サービスの提供に支障があり、必要と認めるときは、その端末設備の接続が当社の技術基準等に適合するかどうかの検査を行なうことがあります。契約者に正当な理由がある場合などを除き、この検査を受けることを承諾していただきます。

2. 第1項の検査を行なう場合は、当社の係員は所定の証明書を提示します。

#### 第21条（構内交換設備又は携帯端末の接続の廃止）

契約者は構内交換設備又は携帯端末の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。

## 第4章 通信

### 第22条（取扱地域）

本サービスの通信を取り扱う地域は、日本国内とします。

2. 国際通話を取扱う地域は別表第4号〈料金及び工事費〉に定めるとおりとします。

### 第23条（通話時間の測定）

通話時間は、当社の機器で測定します。

### 第24条（非常事態が発生した場合等の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、及び発生する恐れがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できない恐れが生じたときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条並びに総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

2. 通信が著しく輻輳した場合には、通信が相手先に着信しないことがあります。

### 第25条（設備の修理又は復旧）

本サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、構内交換設備又は携帯端末等に故障がないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の旨請求するものとします。

2. 当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧いたします。
3. 当社が契約者に貸与するVPNアダプタについて契約者が異常を発見したときは、速やかに当社に通知の上当該機器を返却するものとします。この場合当社は代替品を手当します。

### 第26条（通信の停止）

当社は、電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときには本サービスを停止することがあります。

2. 当社は前項の規定により本サービスを停止するときは、予めそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

## 第5章 管理範囲

### 第27条（管理範囲）

サービスの提供における、契約者と当社の管理範囲は別表第3号〈契約者と当社の管理範囲〉のとおりとします。



## 第6章 料金等

### 第28条 (料金体系)

料金体系は次のとおりとします。

- (1) 基本料金
- (2) 国内通話料金(含、最低通話料金)
- (3) 国際通話料金
- (4) 工事費

### 第29条 (料金及び工事費)

当社が提供する本サービスの料金及び工事費は別表第4号<料金及び工事費>のとおりとします。

### 第30条 (料金の計算方法)

料金は原則として、前月1日～月末日を1料金月として算定します。

2. 利用開始日は、契約申込者が契約を申込み、当社が承諾後、サービス提供可能となった日で当社が指定する日とします。
3. サービスを開始した最初の月については、契約者の利用開始日が1日以外るとき、契約を解約した最後の月については解約日が末日以外るときは、サービス提供日数に対応するように月額の基本料金の日割計算を行ない、それを当該月分サービスの基本月額料金とします。日割額については、第31条(料金の日割額)の規定に従うものとします。
4. 通話料金(度数料金)については、当社が定めた距離区分にしたがって、通話時間より算出して得た額とします。
5. VPN接続(定額)又はFMC接続を選択された場合には、第3項及び第4項は適用されません。
6. FMC接続を選択された場合には、利用月の月末時点の回線数をもとに利用料を算定します。

### 第31条 (料金の日割額)

月額基本料金の日割額については、別表第4号に示す基本料金額を暦日数で除したものを1日(24時間)当りの基本料金とします。尚、VPN接続(固定)又はFMC接続を選択された場合には、月額料金の日割計算は行いません。

### 第32条 (料金及び工事費の支払義務)

契約申込者が当社の提供する本サービスに申込をされ、当社が提供を承諾したときは、第29条(料金及び工事費)の規定による料金を支払うものとします。

### 第33条 (料金等の請求及び支払)

契約者への、当月分サービス料金の請求は、当月末までに契約者宛に請求書を送付するか又は当社指定の収納代行会社を通じて行ないます。

2. 契約者は、支払方法を銀行振込、預金口座からの自動引落のいずれか1つを選択し、第1項の料金等を請求月の翌月末までに、支払うものとします。

#### 第34条（利用停止時の料金減額措置）

当社の責任によって、契約者にサービスを提供できなかったときは以下に示す場合に限り、対応する料金額を月額基本料金から減額します。

- (1) 第 26 条（通信の停止）に規定する通信停止が 24 時間以上連続するときは、その通信停止時間（24 の倍数である部分）に対応する月額基本料金
  - (2) 第 38 条（損害賠償）に規定する損害賠償の対象となる通信停止が起きたときは、その利用停止時間に対応する月額基本料金
2. 前項の規定による減額料金については、第 31 条（料金の日割額）の規定を適用します。

#### 第35条（金額の端数処理）

料金その他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

### 第7章 通信停止及び利用契約の解除等

#### 第36条（通信停止）

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、本サービスを停止することがあります。

- 支払期日を経過しても料金、延滞利息を支払わないとき。
  - 当社の承諾を得ずに、当社の電気通信設備に契約者の電気通信設備又は当社以外の者が提供する電気通信設備を接続したとき。
  - 前 2 号の他、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務遂行又は当社の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。
2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引続き停止します。
  3. 前 2 項の通信停止期間中は、別表第 4 号の 1 の基本料金をお支払いいただきます。

#### 第37条（契約の解除）

前条の規定により通知をした通信停止期間を経過し、なお契約者が前条各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約を解除することがあります。

2. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、契約者が第 36 条（通信停止）第 1 項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、提供の停止をすることなく本サービス契約を解除することがあります。
3. 当社は契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときには、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず本サービス契約の全部又は一部を解除する事が出来るものとします。
  - (1) この約款に違反したとき。
  - (2) 監督官庁から営業許可取消・停止などの処分を受けたとき。
  - (3) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。
  - (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
  - (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。
  - (6) 解散（合併の場合を除く）の株主総会決議をしたとき。

- (7) 財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (8) 当社又は本サービスの信用を毀損する恐れがある方法で本サービスを利用する恐れがあるとき。
  - (9) その他この約款の義務の履行が期待出来ないと認められる相当の事由があるとき。
4. 前項により本サービス契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求を出来るものとします。

## 第8章 損害賠償

### 第38条 (損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によってそのサービスの提供ができなかったため、契約者に損害を与えたときは、そのことを当社に契約者から通知があった時刻(それ以前に当社がそのことを知ったときはその時刻)から連続して 24 時間以上本サービスを利用できなかった場合に限り、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 の倍数である部分に限る)に対応する基本料金の 5 倍に相当する額の範囲内でその損害賠償に応じます。ただし、基本料金の月額を賠償の限度とします。

- 2. 他の電気通信事業者の回線にその責めがある場合は、他の電気通信事業者からの損害賠償額の範囲内とします。
- 3. 天災地変、事変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為、伝染病、疫病その他不可抗力の場合、当社は免責とします。
- 4. 国際本サービスの利用による契約者の損害について当社は賠償の責任を負いません。

### 第39条 (免責事項)

当社は、第 38 条第 1 項に定める場合を除き、第 38 条第 3 項及び第 4 項に定めるものの他、契約者が本サービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

## 第9章 雑 則

### 第40条 (遅延損害金)

当社が提供する本サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者が支払期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について、年 14.6%の割合(1 年を 365 日とする日割)で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

### 第41条 (契約者の義務)

当社が設置する電気通信設備等について、契約者は次の事項を遵守するものとします。

- (1) 善良な管理者の注意をもってその設備を維持、管理すること。

- (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。
- (3) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、又は他の機械等を取り付けないこと。
2. 契約者は、当社が設置する設備について善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。
3. 前2項の規定に違反してその設備を滅失し又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとします。
4. 当社が契約者に貸与した VPN アダプタを契約者が滅失、毀損又は紛失したときは、その補充、修理等に要する費用を契約者が負担するものとします。

#### 第42条 (協議)

この約款に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めることとします。

#### 第43条 (消費税)

第 29 条(料金及び工事費)に規定する料金及び工事費及び第 41 条(契約者の義務)第 3 項、第 4 項に規定する費用は、消費税を含んでおりません。契約者に対しては、算定料金及び工事費等にその消費税相当額を加算して請求させていただきます。ただし国際通話料金は除きます。

2. 第 33 条(料金等の請求及び支払)第1項に規定する請求書は、消費税を別枠で表示致します。
3. 第 40 条に規定する遅延損害金については、前 2 項の規定は適用しません。
4. 第 38 条の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

#### 第44条 (契約者情報の取扱い)

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、並びにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。
  - (1) 契約者に対する電気通信サービスの提供業務
  - (2) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の提案業務
  - (3) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他営業促進活動業務
  - (4) 契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務
  - (5) 電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務
3. 当社は、契約者から当社障害受付部門に対する電話による問合せ等をいただいた場合、サービス品質確保の為、通話内容を録音させていただいております。

## 附 則

- 1 この約款は、昭和 63 年 9 月 1 日より実施します。
- 2 この約款は、平成元年 4 月 1 日より実施します。
- 3 この約款は、平成元年 6 月 16 日より実施します。
- 4 この約款は、平成 2 年 9 月 16 日より実施します。
- 5 この約款は、平成 3 年 11 月 16 日より実施します。
- 6 この約款は、平成 4 年 7 月 16 日より実施します。
- 7 この約款は、平成 5 年 12 月 16 日より実施します。
- 8 この約款は、平成 6 年 4 月 16 日より実施します。
- 9 この約款は、平成 7 年 11 月 16 日より実施します。
- 10 この約款は、平成 8 年 1 月 16 日より実施します。
- 11 この約款は、平成 8 年 2 月 16 日より実施します。
- 12 この約款は、平成 8 年 4 月 16 日より実施します。
- 13 この約款は、平成 8 年 6 月 16 日より実施します。
- 14 この約款は、平成 8 年 7 月 16 日より実施します。
- 15 この約款は、平成 8 年 12 月 16 日より実施します。
- 16 この約款は、平成 9 年 3 月 16 日より実施します。
- 17 この約款は、平成 9 年 4 月 16 日より実施します。
- 18 この約款は、平成 9 年 5 月 16 日より実施します。
- 19 この約款は、平成 9 年 7 月 16 日より実施します。
- 20 この約款は、平成 9 年 8 月 16 日より実施します。
- 21 この約款は、平成 9 年 9 月 16 日より実施します。
- 22 この約款は、平成 9 年 12 月 16 日より実施します。
- 23 この約款は、平成 10 年 1 月 16 日より実施します。
- 24 この約款は、平成 10 年 5 月 16 日より実施します。
- 25 この約款は、平成 10 年 6 月 16 日より実施します。
- 26 この約款は、平成 10 年 10 月 16 日より実施します。
- 27 この約款は、平成 11 年 3 月 16 日より実施します。
- 28 この約款は、平成 11 年 5 月 16 日より実施します。
- 29 この約款は、平成 11 年 6 月 16 日より実施します。
- 30 この約款は、平成 12 年 8 月 1 日より実施します。
- 31 この約款は、平成 13 年 2 月 1 日より実施します。
- 32 この約款は、平成 14 年 8 月 16 日より実施します。
- 33 この約款は、平成 16 年 3 月 1 日より実施します。
- 34 この約款は、平成 16 年 4 月 1 日より実施します。
- 35 この約款は、平成 17 年 4 月 1 日より実施します。
- 36 この約款は、平成 18 年 8 月 16 日より実施します。
- 37 この約款は、平成 20 年 12 月 1 日より実施します。
- 38 この約款は、平成 23 年 10 月 16 日より実施します。

- 39 この約款は、平成 26 年 10 月 1 日より実施します。
- 40 この約款は、令和 2 年 4 月 1 日より実施します。
- 41 この約款は、令和 3 年 6 月 1 日より実施します。

別表第1号 <契約者構内の当社提供機器>

	機 器 名	備 考
VPN 接続の場合	VPN—ADP (VPN アダプター)	電源供給 AC100V

(注1)契約者と当社の管理範囲は別表第3号のとおりとします。

別表第2号 < 契約者の構内交換設備又は携帯端末の要件 >

1. VPN 接続で当社の回線交換網に接続する場合

インタフェース		専用線インタフェース	
		アナログ公衆網インタフェース	
		ISDN 基本インタフェース	
監視信号方式		個別チャンネル信号(SS/SR)方式	
		直流ループ信号方式	
		共通線信号方式	
選択信号方式		ダイヤルパルス 又は プッシュボタン	
	ダイヤルパルス	20PPS又は10PPS (別紙1(1)参照)	
	プッシュボタン	(別紙1参照)	
起動方式		プレポーズ方式 又は 起動完了方式 (別紙-2 参照)	
受渡しレベル		送出レベル	受信レベル
	4線式	-8dBr	-4dBr
	2線式	0dBr	-12dBr

(注1)PPS: 1秒間に送出するパルス数(パルス速度)

(注2)dBr: 相対レベル

上表の他、電気通信事業法の定める端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に基づくものであること。

2. FMC 接続で当社の回線交換網に接続する場合

回線キャリア	株式会社NTTドコモ
回線名義	三菱電機株式会社及び三菱電機グループ会社 (NTTドコモ特約契約対象の会社)
前提条件	該回線が MIND ビリングサービスに加入済みであること



別紙-1 <信号方式>

★ ダイヤルパルス信号特性

☞受信特性

種別	速度	メーク率	ミニマムポーズ
10 PPS	10±2 PPS	30~60%	200ms 以上
20 PPS	20±2 PPS	30~60%	200ms 以上

☞送出特性

種別	速度	メーク率	ミニマムポーズ
10 PPS	10±0.8 PPS	33±3 %	600ms 以上
20 PPS	20±1.6 PPS	33±3 %	450ms 以上

☞ プッシュボタン信号特性

☞プッシュボタン信号コード構成

高群	1209 Hz	1336 Hz	1477 Hz
低群			
697 Hz	1	2	3
770 Hz	4	5	6
852 Hz	7	8	9
941 Hz	*	0	#

☞受信特性

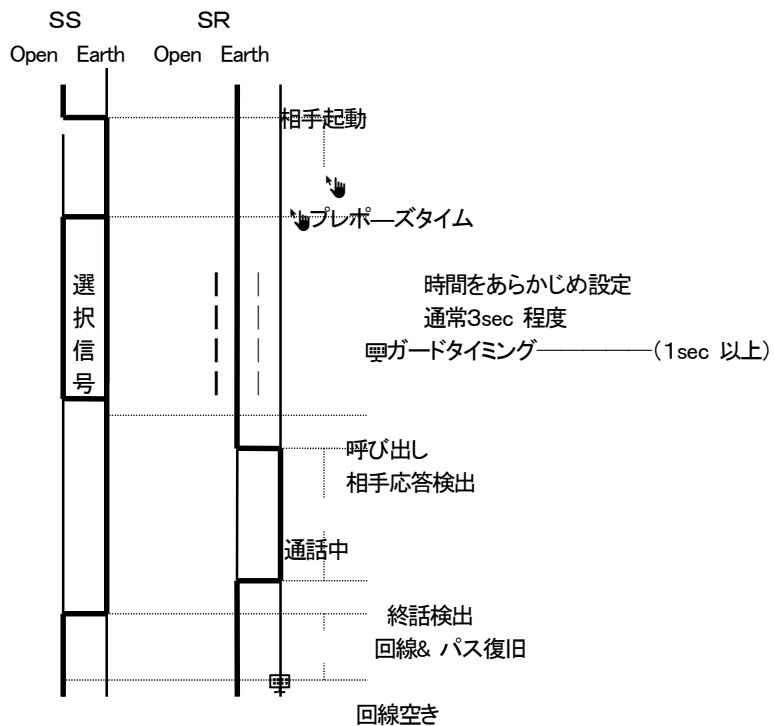
	周波数偏差	レベル	信号継続時間
感動	±2.0 %以内	-5~-42 dBm	50ms 以上
不感動	±3.8 %以上	-56 dBm 以下	

☞送出特性

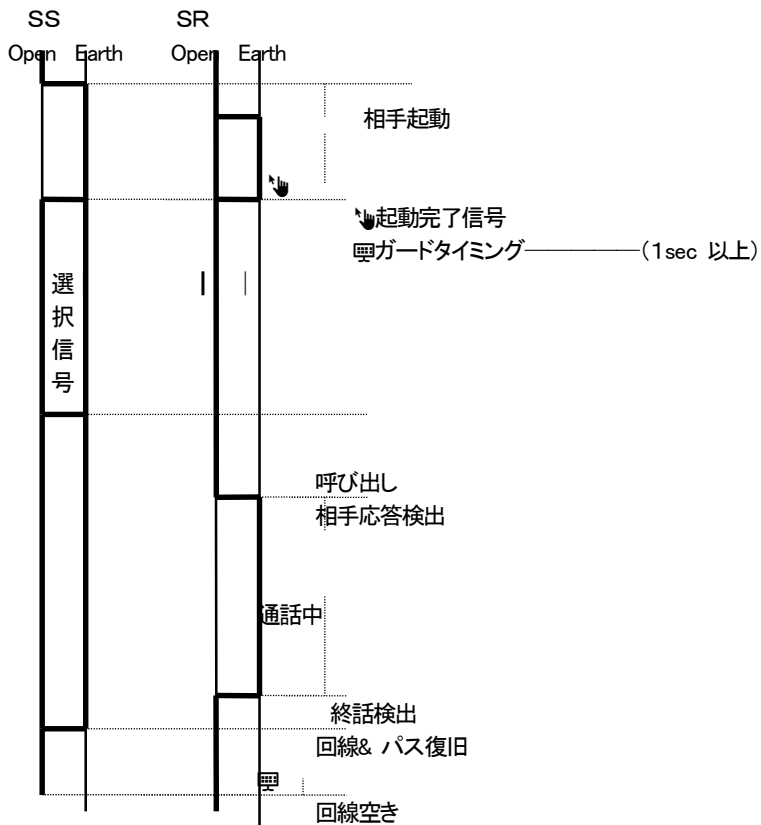
項目	規格	記 事
低群レベル	-8.0~-10.0 dBm	測定点はMDFとシトランクの定損失(挿入ロス)を除く
高群レベル	-7.0~- 8.0 dBm	
周波数偏差	±1.5 %	
信号送出時間	50ms 以上	
ミニマムポーズ	30ms 以上	
周 期	120ms 以上	

別紙-2 <起動方式>

1. プレポーズ方式

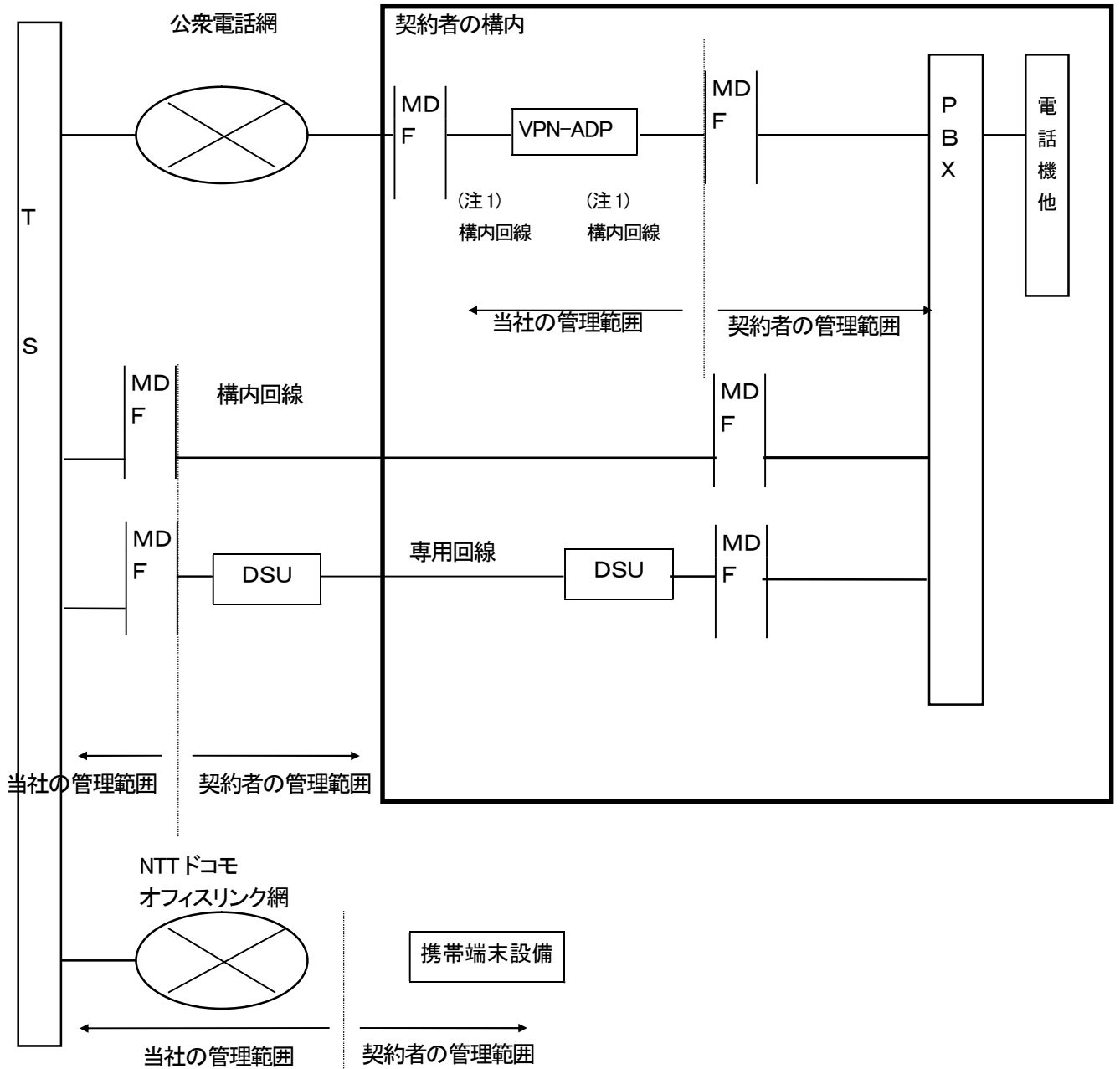


2. 起動完了信号方式



別表第3号<契約者と当社の管理範囲>

1. 専用回線を経由、VPN 接続、又は FMC 接続で当社の回線交換網に接続する場合



(注1) 契約者構内が自営設備のときは、構内回線を契約者が手配するものとします。

<注1> 契約者の管理範囲には、公衆電話網の利用者側の申請を含みます。<凡例> TS: 中継交換機 DSU: デジタル回線終端装置 TDF: 試験配線盤 MD F: 主配線盤 PBX: 構内交換機 VPN-ADP: VPN アダプター

別表第4号 <料金及び工事費>

1. 基本料金

月額基本料金(1 接続回線当り)		
VPN 接続(従量)	VPN 接続(定額)	FMC 接続
6,000円	8,000円	2,000円

2. 国内通話料金

距離区分	次の秒数まで毎に10円				VPN接続(定額)	FMC接続
	専公接続		VPN接続(従量)			
	昼間	夜間と休日	昼間	夜間と休日		
	秒(円)					
区域内	90 (20)	90 (20)	180 (10)	180 (10)	0円 (月額基本料金に含む)	0円 (月額基本料に含む)
～20km	90 (20)	90 (20)	133 (20)	133 (20)		
～30km	60 (30)	60 (30)	64 (30)	64 (30)		
～40km	45 (40)	60 (30)	60 (30)	60 (30)		
～60km	45 (40)	60 (30)	56 (40)	60 (30)		
～80km	36 (50)	45 (40)	40 (50)	45 (40)		
～100km	36 (50)	45 (40)	40 (50)	45 (40)		
～170km	36 (50)	45 (40)	30 (60)	36 (50)		
170km～	36 (50)	45 (40)	30 (60)	36 (50)		

(注1) ( )内は3分間通話したときの料金を示します。

(注2) 区域内とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基準による区域内料金適用地域を示します。

(注3) 夜間とは、19:00～翌日 8:00 を示します。

(注4) 休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝休日、1月2日及び1月3日を示します。

(注5) 携帯端末回線番号(090/080/070等)から携帯電話網を利用し、当社の回線交換網を介さずに通話した場合には、別途キャリアの定める通話料が発生します。

国際専公接続料金 専用回線で当社の回線交換網に接続した契約者が発信する国際通話に係る通話料。

(1) アジア・オセアニア地域 (単位:円)

地域	対地国	国際専公接続 6秒まで毎に	
アジア	韓国	7.5	
	中国	9.5	
	北朝鮮	15.5	
	香港	8.3	
	マカオ	15.5	
	台湾	6.5	
	フィリピン	9.5	
	シンガポール	7.5	
	マレーシア	9.5	
	インドネシア	12.5	
	タイ	11.5	
	ブルネイ	11.5	
	ヴェトナム	17.5	
	ミャンマー	18.5	
	カンボディア	18.5	
	ラオス	17.5	
	モンゴル	17.5	
	インド	14.5	
	パキスタン	19.5	
	スリランカ	19.5	
	バングラディシュ	19.5	
	モルディブ	19.5	
	ブータン	16.5	
	ネパール	19.5	
	イラン	19.5	
	キプロス	9.5	
	レバノン	19.5	
	ヨルダン	16.5	
	シリア	18.5	
	イラク	19.5	
	クウェイト	16.5	
	サウディアラビア	17.5	
	イエメン	16.5	
	オマーン	16.5	
	UAE	16.5	
	イスラエル	11.5	
	バーレーン	16.5	
	カタール	19.5	
	オセアニア	サイパン	7.5
		グアム	7
ハワイ		4.5	
オーストラリア		6	
ニュージーランド		7	
ノーフォーク島		19.5	
ナウル		19.5	
パプアニューギニア		16.5	
トンガ		19.5	
ソロモン諸島		19.5	
ヴァヌアツ		19.5	
フィジー		19.5	
パラオ		14.5	
クック諸島		19.5	
ニウエ		19.5	
アメリカンサモア		10.5	
西サモア		19.5	
キリバス		19.5	
ニューカレドニア		19.5	
トゥヴァル		19.5	
仏領ポリネシア		19.5	
ミクロネシア連邦		19.5	
マーシャル諸島		14.5	
クリスマス島		10.5	
ココスキーリング群島		10.5	

## (2) アメリカ地域

(単位:円)

地域	対地国	国際専公接続 6秒まで毎に
アメリカ	アメリカ	32
	アラスカ	4
	カナダ	4.5
	バーミューダ	9.5
	メキシコ	9.5
	サン・ピエール	9.5
	アンギラ	14.5
	英領ヴァージン群島	14.5
	アンティグア	12.5
	グレナダ	14.5
	ケイマン群島	12.5
	ジャマイカ	14.5
	セント・ルシア	12.5
	ドミニカ	13.5
	ドミニカ共和国	12.5
	トリニダード・トバゴ	12.5
	Stクリスファー・ネイビス	14.5
	Stヴィセント&グレナディン	14.5
	タークスおよびカイコス諸島	12.5
	バハマ	7.5
	バルバドス	12.5
	プエルト・リーコ	14.5
	米領ヴァージン群島	13.5
	モントセルラット	13.5
	キューバ	16.5
	アルバ	10.5
	ハイチ	14.5
	グアデルーベ	17.5
	マルティニク	16.5
	蘭領アンティール	12.5
	ベリーズ	13.5
	グアテマラ	12.5
	エル・サルバドル	12.5
	ホンジュラス	13.5
	ニカラガ	12.5
	コスタリカ	12.5
	パナマ	12.5
	ブラジル	10
	ペルー	11.5
	アルゼンチン	10.5
	チリ	11.5
	コロンビア	11.5
	ヴェネズエラ	10.5
	フォークランド群島	19.5
	ボリビア	12.5
	ガイアナ	17.5
	エクアドル	19.5
仏領ギアナ	10.5	
パラグアイ	15.5	
スリナム	19.5	
ウルグアイ	12.5	

## (3)ヨーロッパ地域

(単位:円)

域	対地国	国際専公接続 6秒まで毎に
ヨーロッパ	フランス	5
	イギリス	4
	ドイツ	4.5
	アンドラ	8.5
	モナコ	7.5
	オランダ	6
	ベルギー	6.5
	イタリア	6
	ルクセンブルグ	6.5
	サンマリノ	8.5
	スイス	6.5
	リヒテンシュタイン	7.5
	ギリシャ	8.5
	スペイン	8.5
	デンマーク	6.5
	ポルトガル	8.5
	アイルランド	6.5
	オーストリア	6.5
	スウェーデン	6.5
	ノルウェー	6.5
	トルコ	9.5
	ファロー群島	7.5
	グリーンランド	10.5
	ジブラルタル	8.5
	アゾールス群島	8.5
	アイスランド	8.5
	マルタ	8.5
	フィンランド	6.5
	ロシア連邦	12.5
	アゼルバイジャン	16.5
	ウズベキスタン	17.5
	カザフスタン	16.5
	キルギスタン	17.5
	タジキスタン	17.5
	トルクメニスタン	17.5
	ハンガリー	8.5
	ルーマニア	13.5
	チェコ	9.5
	ポーランド	9.5
	アルバニア	11.5
	ブルガリア	11.5
リトアニア	11.5	
ラトヴィア	10.5	
エストニア	10.5	
モルトヴァ	13.5	
アルメニア	15.5	
ベラルーシ	11.5	
ウクライナ	13.5	
ユーゴスラビア	13.5	
クロアチア	9.5	
スロヴァキア	9.5	
ボスニアヘルツェゴビナ	11.5	
マケドニア	11.5	
ゲルジア	16.5	

## (4) アフリカ地域

(単位:円)

地域	対地国	国際専公接続 6秒まで毎に
アフリカ	カナリー群島	18.5
	スペイン領北アフリカ	19.5
	マデイラ	19.5
	エジプト	16.5
	南アフリカ	11.5
	モロッコ	12.5
	アルジェリア	12.5
	チュニジア	12.5
	リビア	13.5
	ガンビア	12.5
	セネガル	18.5
	モーリタニア	17.5
	マリ	16.5
	ギニア	16.5
	コートジボアール	19.5
	ブルキナファソ	16.5
	ニジェール	18.5
	トーゴ	18.5
	ベナン	16.5
	モーリシャス	16.5
	リベリア	12.5
	シエラネオネ	19.5
	ガーナ	12.5
	ナイジェリア	16.5
	チャード	19.5
	中央アフリカ	19.5
	カメルーン	18.5
	カーボヴェルデ	14.5
	サントメプリンシペ	19.5
	ガボン	17.5
	コンゴ	19.5
	ザイール	19.5
	アンゴラ	18.5
	アッサンション	19.5
	セイシェル	19.5
	スーダン	16.5
	ルワンダ	19.5
	エチオピア	18.5
	ジブチ	19.5
	ケニア	16.5
	タンザニア	14.5
	ウガンダ	12.5
	ブルンディ	19.5
	モザンビーク	16.5
	ザンビア	13.5
	マダガスカル	19.5
	レユニオン	14.5
ジンバブエ	15.5	
ナミビア	16.5	
マラウイ	12.5	
レソト	14.5	
ボツアナ	12.5	
スワジランド	16.5	
コモロ	19.5	
セントヘレナ	19.5	
エリトリア	19.5	



#### 4工事費

工事内容	費用種別	費用
専用回線の新設・増設	新(増)設工事費	別に算定する実費
専用回線の移設		〃
構内交換設備の変更・移設	移設工事費	〃
指定場所の変更		〃
VPN 接続の登録		4,000 円/回線
VPN 接続回線(従量)の敷設	変更工事費	8,500 円/回線
VPN接続回線(定額)の敷設		12,500 円/回線
VPN—ADP の設置		別に算定する実費
FMC 接続回線の新設・解約		3,000 円/回線